

公表対象随意契約一覧 (R5. 12月分)

No.	担当する課・室の名称	契約内容	契約締結日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額(円)	適用条項	随意契約とした理由
1	健康医療対策課	健康管理システムソフト保守業務	令和5年12月1日	ティーエスケイ情報システム株式会社 浜田営業所 浜田市竹迫町2886番地	1,207,052	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	現行システムの使用契約期間が満了を迎えるが、新システム導入に伴うデータ移行等の初期費用の発生や、新システムの運用に習熟するまでの職員の労力を考慮すれば、現行システムを継続使用することとし、当該相手方と契約することが合理的かつ経済的であるため。
2	健康医療対策課	健康管理システム機器保守業務	令和5年12月1日	ティーエスケイ情報システム株式会社 浜田営業所 浜田市竹迫町2886番地	2,285,668	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	現行システムの使用契約期間が満了を迎えるが、新システム導入に伴うデータ移行等の初期費用の発生や、新システムの運用に習熟するまでの職員の労力を考慮すれば、現行システムを継続使用することとし、当該相手方と契約することが合理的かつ経済的であるため。
3	健康医療対策課	健康管理システムソフトウェア利用	令和5年12月1日	ティーエスケイ情報システム株式会社 浜田営業所 浜田市竹迫町2886番地	2,112,880	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	現行システムの使用契約期間が満了を迎えるが、新システム導入に伴うデータ移行等の初期費用の発生や、新システムの運用に習熟するまでの職員の労力を考慮すれば、現行システムを継続使用することとし、当該相手方と契約することが合理的かつ経済的であるため。
4	健康医療対策課	健康管理システムソフトウェア運用支援業務	令和5年12月1日	ティーエスケイ情報システム株式会社 浜田営業所 浜田市竹迫町2886番地	985,600	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	現行システムの使用契約期間が満了を迎えるが、新システム導入に伴うデータ移行等の初期費用の発生や、新システムの運用に習熟するまでの職員の労力を考慮すれば、現行システムを継続使用することとし、当該相手方と契約することが合理的かつ経済的であるため。
5	健康医療対策課	健康管理システム賃貸借	令和5年12月1日	F L C S株式会社 中国支店 広島県広島市中区大手町二丁目7番10号	844,536	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	現行システムの使用契約期間が満了を迎えるが、新システム導入に伴うデータ移行等の初期費用の発生や、新システムの運用に習熟するまでの職員の労力を考慮すれば、現行システムを継続使用することとし、当該相手方と契約することが合理的かつ経済的であるため。
6	地域福祉課	和5年度浜田市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金システム導入及び保守業務	令和5年12月4日	株式会社サンネット 広島県広島市中区袋町4番21号	2,758,250	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本システムの導入及び運用については、基幹系業務システム（COKAS-R/AD）で管理する住民税基本台帳及び個人住民税課税台帳を利用し、基幹系業務システム運用業者以外での導入及び運用が不可能であるため
7	農林振興課	令和5年度 下府市有林樹幹注入事業	令和5年12月11日	石央森林組合 浜田市金城町下来原1561-7	646,800	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	下府市有林樹幹注入事業の実施にあたり、市内において島根県発注のマツ林への樹幹注入事業の受注実績が石央森林組合のみであるため。
8	子ども・子育て支援課	やさか児童クラブ運営業務	令和5年12月13日	さくら会 浜田市弥栄町長安本郷441-3 (2-A)	11,702,880	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜田市プロポーザル方式選定委員会での審査結果による。